

**平成25年6月 建設工事に係る入札制度の見直しについて  
お知らせ**

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る低入札価格調査制度について、次のとおり見直しを行い、**平成25年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施します**ので、お知らせします。

低入札価格調査制度

1 調査基準価格の算定方法の変更

(1) 要領第3条第1項第1号による場合

現 行	変 更 後
調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の10分 の7から10分の9の範囲内 (1) 直接工事費×95% (2) 共通仮設費×90% (3) 現場管理費×80% (4) 一般管理費× <u>30%</u>	調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の10分 の7から10分の9の範囲内 (1) 直接工事費×95% (2) 共通仮設費×90% (3) 現場管理費×80% (4) 一般管理費× <b>55%</b>

なお、建築工事（岡山県建築工事積算基準※注1による工事）については、上記表中の直接工事費は、発注者の設計図書における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）を引いた額とし、上記表中の現場管理費は、発注者の設計図書における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

(2) 要領第3条第1項第2号による場合（上記積算体系によりがたい場合）

現 行（変更なし）
調査基準価格は、予定価格（税抜） の10分の7から10分の9の範囲内で 設定

2 調査の方針※注2の見直し

現 行	変 更 後
直接工事費の90%以上	直接工事費の90%以上
共通仮設費の85%以上	共通仮設費の85%以上
現場管理費の75%以上	現場管理費の75%以上
一般管理費の <u>25%</u> 以上	一般管理費の <b>50%</b> 以上

全ての工事について、入札価格が予定価格（税抜）の3分の2を下回る場合は、契約の内容に適合した工事が履行されないと判断し、失格とします。なお、建築工事（岡山県建築工事積算基準※注1による工事）については、次のとおりとします。

- ・ 上記表中の直接工事費は、入札価格の内訳書及び発注者の設計図書における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）をそれぞれ引いた額とします。
- ・ 上記表中の現場管理費は、入札価格の内訳書及び発注者の設計図書における現場管理費に現場管理費相当額をそれぞれ加えた額とします。

注1： 「岡山県建築工事積算基準」については、建築営繕課ホームページに掲載しています。

注2： 調査の方針：「岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における入札価格の内訳書等の調査の方針」（別添参照）

#### 最低制限価格制度

最低制限価格の設定水準を見直します。

#### 岡山県 技術管理課 又は建築営繕課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>)から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] 又は [建築営繕課] をクリック

#### 【問合せ先】

・ 入札制度の見直しについて

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7460

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第1号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合)

### **基本方針**

低入札価格調査実施要領第6条第2項及び第3項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。なお、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わない。

また、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### **項目1： 入札価格**

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### **項目2： 直接工事費**

調査条件② 入札価格の内訳書の直接工事費は、発注設計図書における直接工事費の90%以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注設計図書（工事内訳書）に計上されている設計数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていること。

### **項目3： 共通仮設費**

調査条件⑦ 入札価格の内訳書の共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）は、発注設計図書における共通仮設費の85%以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### **項目4： 現場管理費**

調査条件⑨ 入札価格の内訳書の現場管理費は、発注設計図書における現場管理費の75%以上の金額となっていること。

### **項目5： 一般管理費**

調査条件⑩ 入札価格の内訳書の一般管理費は、発注設計図書における一般管理費の50%以上の金額となっていること。

### **【内訳書作成上の注意事項】**

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第1号の規定に基づき岡山県建築工事積算基準により調査基準価格を算定した場合)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項及び第3項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。なお、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わない。

また、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書の直接工事費から入札価格の内訳書の直接工事費に10分の1を乗じた額を減じた額は、発注設計図書から発注設計図書の直接工事費に10分の1を乗じた額を減じた額の90%以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注設計図書に添付の参考内訳に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書の共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）は、発注設計図書における共通仮設費の85%以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書の現場管理費に入札価格の内訳書の直接工事費に10分の1を乗じた額を加えた額は、発注設計図書の現場管理費に発注設計図書の直接工事費に10分の1を乗じた額を加えた額の75%以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費

調査条件⑩ 入札価格の内訳書の一般管理費は、発注設計図書における一般管理費の50%以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

**岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における  
入札価格の内訳書等の調査の方針**  
(要領第3条第1項第2号の規定により調査基準価格を算定した場合)

**基本方針**

低入札価格調査実施要領第6条第2項及び第3項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。なお、調査に当たり、調査条件①の調査条件から調査を行うものとし、当該調査条件を満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、その他の調査条件の調査は行わない。

また、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

**調査項目**

**調査条件①** 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

**調査条件②** 数量は、発注設計図書（工事内訳書）に計上されている設計数量と同じであること。（ただし、建築工事の数量は、発注設計図書に添付の参考内訳に計上されている数量と同じであること。）

**調査条件③** 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

**調査条件④** 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

**調査条件⑤** 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

**【内訳書作成上の注意事項】**

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。